



第3章 安心・安全に暮らせるまちづくり

第1節 暮らしの安心

第2節 暮らしの安全

第3節 上下水道



八千代市総合防災訓練

第1節 暮らしの安心

1 市民相談・消費生活



将来のまちの姿

日常生活の問題や悩みについて、専門家への相談体制が充実しているまち

現状と課題

- ◆ 少子高齢化の進行やコロナ禍後の社会経済構造の変化、デジタル技術の進展など、社会情勢が絶えず変化するなかで、相続や離婚、労働、金銭問題など様々なトラブルが発生しています。
- ◆ 消費者からの相談は、スマートフォンやキャッシュレス化*の急速な普及に伴うインターネット取引に係る消費者トラブルのほか、高齢者を中心に訪問購入に関連するトラブルが増加するなど複雑化かつ多様化しています。
- ◆ 市民からの相談及び苦情処理体制の充実や消費生活に関する情報提供など、消費者の安全と利益を保護する重要性が高まっています。

基本方針

- ◆ 市民が安心して暮らすために、専門家による市民相談の充実や消費生活相談体制の強化に努めます。
- ◆ 消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費者の安全確保と利益の保護に努めます。

* キャッシュレス化：決済方法が現金決済からキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマホ決済アプリ、口座振替など）に切り替わっていくこと。

施策内容

(1) 市民相談を通じた安心な暮らし

① 市民相談の充実

- 市民の日常生活を送るうえで生じる様々な問題の解決を図るために、弁護士や税理士などの有資格者による専門相談を実施します。

(2) 消費者意識の普及・啓発

① 消費者学習の充実

- 消費者に出前講座などの学習機会を提供することにより、消費生活に関する基本的な知識の習得や問題意識の高揚を促進します。

② 消費生活情報の提供

- 消費者問題に関する資料の展示や情報提供を図ります。
- 市民の生活用品の再利用に関する情報を提供します。

(3) 消費者利益の保護

① 相談体制の強化

- 複雑化かつ多様化する消費者トラブルの相談や苦情に対応するため、消費生活相談員の専門的な知識・技術の習得やスキルの向上を図り、消費生活に関する相談体制の強化を図ります。
- 消費者トラブルの早期解決と未然防止を図るため、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用し、国や県等への情報伝達や相談及び苦情処理対策の強化を図ります。
- 消費者の利便性向上や相談業務の改善に向けて、国が進めている消費生活相談のデジタル化に取り組めます。

② 販売商品の適正化表示

- 製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査を実施することで、商品表示の適正化を図ります。

第2節 暮らしの安全

1 防災・減災



将来のまちの姿

大規模な自然災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を備え、災害時に誰もが的確に行動できるまち

現状と課題

- ◆ 本市にとって特に大きな被害が予測される千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3の規模）が発生した場合、建物の全壊は3,500棟、地震による死者は120人と想定されています。
- ◆ 近年、頻発化している集中豪雨や大型化する台風により、全国的に洪水や河川の氾濫などの水害や土砂災害などが頻発・激甚化しているなか、本市においても平時からの備えが求められています。
- ◆ 様々な自然災害に対して、公助の取組のほか、市民による自助や自主防災組織等の設立による共助を促進する必要があります。

基本方針

- ◆ 市民生活を脅かす大規模な自然災害に備えるため、人命の保護や社会経済への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、迅速な復旧・復興に向けた「しなやかさ」を官民一体となって構築します。
- ◆ 八千代市地域防災計画の内容を必要に応じて見直し、計画内容の充実を図ることにより、様々な災害に対応できる体制を確立します。

施策内容

(1) 災害予防体制の充実

① 防災意識の普及・啓発

- 防災講話を実施するとともに、広報やちよや市ホームページへの掲載などにより、災害時に役立つ知識の提供と防災意識の普及や啓発を図ります。

② 自主防災体制の強化

- 町会や自治会などによる自主防災組織や避難所運営委員会の結成の促進及び地域防災を担う人材の育成など、自主的な防災活動を支援します。

③ 防災訓練の実施

- 市民参加型の防災訓練を実施し、防災関係機関の連携強化や地域住民の災害対応力の向上を図ります。

④ 防災体制の強化

- 市職員に対して、災害時に対応するための研修や実践的な訓練を実施し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう防災体制を強化します。

(2) 災害応急対策の充実

① 情報連絡手段の強化

- 市民が被災時に迅速かつ的確に情報の収集や伝達ができるよう、手段の強化を図り、普及や啓発を推進します。

② 応急物資などの確保

- 被災時の非常用食糧や防災資機材などの維持管理とともに、企業などと災害時協力協定を締結し、生活必需品などの応急物資を確保します。

③ 応急・復旧体制の確立

- 関係団体や企業と連携し、被災者の救助や電気、ガス、上下水道、通信、交通などの生活関連施設を迅速に復旧させるなど、被災時の速やかな応急・復旧体制の確立を図ります。

④ 協力団体との連携強化

- 災害時における医療救護活動や復旧活動などの応援協力を迅速に行えるよう、関係団体や企業との災害時協力協定の締結を拡充します。

⑤ 避難所環境の向上

- 被災時の避難所の環境における多様なニーズの違いなどに対応するため、避難所の運営に女性などからの意見を取り入れ、避難所での良好な生活・衛生環境の向上を図ります。

(3) 都市防災対策の推進

① 都市防災構造の強化

- 各種インフラ設備や防災拠点施設などの耐震化及び避難路の危険なコンクリートブロック塀などの撤去を促進するとともに、一時避難場所や延焼防止などの機能を担う公園・緑地など防災空間の整備を図ります。
- 旧耐震基準*で建てられた木造住宅やマンションについて、耐震診断費等の助成などにより耐震化を図ります。
- 集中豪雨などによる都市型の水害対策として、雨水管などの雨水施設の整備を進めるとともに、開発区域において雨水流出の抑制を目的とした貯留施設や浸透施設などの設置の指導を行います。

② 河川の改修及び維持管理

- 河川の氾濫を防止するため、一級河川の治水対策を国や県に要請します。
- 勝田川の^{いっ}洪水対策として、千葉市・佐倉市・四街道市・八千代市の4市で設立した勝田川改修協議会により河川改修を行います。
- 洪水を改善するために、準用河川高野川の改修を進めます。

③ 急傾斜地の対策

- 急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所の崩壊対策に努めます。

④ 大規模盛土造成地の対策

- 第二次スクリーニング計画*に基づき、安全性の把握に努めます。

関連する個別計画

八千代市国土強靱化地域計画／八千代市地域防災計画

* 旧耐震基準：建築基準法における「耐震基準」のうち、昭和56（1981）年の改正前の基準のこと。

* 第二次スクリーニング計画：大地震等が発生した場合に滑动崩落等のおそれがある大規模盛土造成地の安全性把握を行う優先順位を決める計画。

第2節 暮らしの安全

2 消 防



将来のまちの姿

消防・救急・救助体制が充実し、火災などの災害から市民の生命や財産が守られるまち

現状と課題

- ◆ 本市の令和5（2023）年の火災出火件数（人口1万人当たり）は、2.14件と県内自治体と比較して少ない傾向にありますが、今後の本市における人口動態及び市北西部地域の市街地の拡大などを踏まえ、引き続き、火災予防の強化が必要です。
- ◆ 市内の高齢化の進行、災害の激甚化や頻発化、千葉県北西部直下地震の発生リスクの高まりなどから、災害対応の増加が見込まれます。
- ◆ 各種災害から市民の生命や財産を守るためには、消防拠点の長寿命化、消防車両の老朽化対策、消防隊員や救急救命士などのスキルアップを推進し、消防・救急及び救助体制の一層の強化を図る必要があります。

基本方針

- ◆ 火災などの災害から市民の生命や財産を守るため、市民への予防指導の強化や防火意識の普及・啓発などを推進するとともに、消防拠点や消防車両などの機能の維持・強化や隊員の知識・技術の向上など消防体制の強化を図ります。
- ◆ 高齢化の進行などに伴い増加傾向にある救急需要に対応するため、救急資格者の確保や医療機関との連携強化など、市内の救急体制の強化を図ります。

施策内容

(1) 火災予防の推進

① 防火意識の普及・啓発

- 火災を未然に防ぐため、市民や事業所などに対して、訓練指導などの機会を活用して火災予防に関する知識や技能の普及・啓発を図ります。
- 幼児期に火の怖さを学習するため、幼年消防クラブ*員に対する指導や育成を図ります。
- 小学生を対象に防火体験を実施し、火の怖さや消火に必要な知識と技術を提供します。

② 外郭団体との連携

- 市内の事業所で構成された八千代市防災協会などの外郭団体との連携強化を図ります。

* 幼年消防クラブ：幼年期に火に対する正しい知識を身につけ、消防の仕事を理解することにより、火災予防の普及啓発及び防火思想の向上を図るための組織。

③ 予防指導の強化

- 市内の建物の防火構造の規制や消防用設備の設置指導などを行うとともに、デジタル技術を活用した立入検査の実施や事業所の防火管理体制の強化、消防用設備の維持管理など予防指導を強化します。

(2) 消防・救助体制の充実

① 消防拠点機能の維持

- 消防拠点としての機能を維持するため、消防庁舎や消防署など消防拠点となる施設の適切な維持管理を図ります。

② 消防車両などの整備

- 消防車両等更新計画に基づいて消防車両などの更新を計画的に行い、複雑多様化する災害に対応できるよう消防力の強化を図ります。

③ 情報通信体制の充実・強化

- ちば北西部消防指令センターと連動した指令系通信機器などの維持管理とともに、災害時などに活用する情報通信機器の更なる充実、強化を図ります。

④ 消防水利の確保

- 大規模地震の発生時などの延焼火災に対応するため、市内各地に耐震性防火水槽を整備するとともに、既存の消防水利の維持管理を行います。

⑤ 救助体制の充実

- 救助隊員が複雑多様化する各種災害に対応するため、実践的な訓練などにより救助技術の向上を図ります。

⑥ 職員の育成

- 消防体制の充実に向けて、職員への初任教育、専門教育、研修・訓練などを行い、職員のスキルアップを図ります。

⑦ 消防団の活性化

- 市内の各地域の消防団の装備・施設の整備、団員の教育訓練の充実及び処遇の改善を図るとともに、市民の新規入団を促進し、消防団の組織の充実を図ります。

(3) 救急体制の充実

① 救急体制の整備

- 市民への救命講習会等を通じて応急手当に関する知識と技術の普及・啓発を行い、救命率の向上を図ります。
- 増加する救急需要に対応するため、研修会や講習会へ職員を派遣し、知識と技術の向上を図るとともに、救急車の適正利用について啓発を行います。
- 小中学生を対象に救命体験を実施し、命の大切さや救命に必要な知識と技術を学ぶ機会の充実を図ります。
- 救急救命士の救急業務従事者数を増やし、救急救命活動の強化を図ります。
- 八千代医療センターとのメディカルコントロール体制*を確立するとともに、市内外の医療機関との連携を強化し、救急活動の充実を図ります。

* メディカルコントロール体制：医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保障すること。

第2節 暮らしの安全

3 防 犯



将来のまちの姿

防犯施設が整備され、地域が一体となって防犯活動を推進し、犯罪から市民が守られるまち

現状と課題

- ◆ 本市の令和5（2023）年の刑法犯認知件数は、1,287件（令和元（2019）年比94件減少）と減少傾向にありますが、自動車や自転車の盗難や高齢者を狙った特殊詐欺など犯罪の多様化や巧妙化が進んでいます。
- ◆ 令和5（2023）年に実施した市民意識調査によると、安心で安全なまちづくりに向けて取り組むべきことについて、「防犯施設の整備（防犯灯、防犯カメラ等）（33.5%）」が「災害時におけるライフラインの確保（64.1%）」に次ぐ2位となっています。
- ◆ 犯罪から市民を守るためには、本市からの犯罪に関する情報提供や啓発により、市民の安全意識の醸成を図るなど、官民一体となった防犯活動の推進が必要です。

基本方針

- ◆ 防犯施設の整備とともに、市民、各種団体、警察などの関係機関と連携し、啓発活動や防犯体制の充実を図り、安心で安全なまちづくりを推進します。

施策内容

(1) 防犯活動の推進

① 防犯に関する意識の高揚及び知識の普及・啓発

- 犯罪被害を防止するため、活発な広報活動を展開し、防犯に関する意識の高揚及び知識の普及・啓発を図ります。

② 防犯体制の充実

- 市民や警察、防犯関係団体との連携を強化し、地域防犯体制の充実を図ります。

(2) 防犯施設の整備

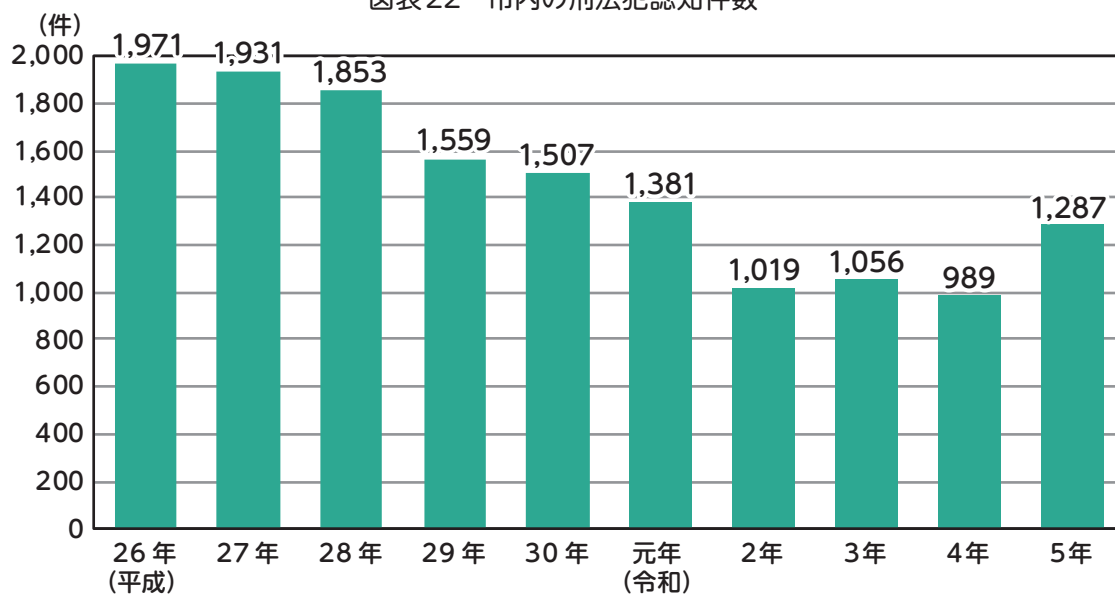
① 防犯灯の整備

- 夜間の犯罪の防止や通行の安全を図るため、防犯灯の整備を促進します。

② 防犯カメラの整備

- 地域防犯力の向上を図るため、自治会などによる防犯カメラの整備を支援します。

図表22 市内の刑法犯認知件数



(資料) 千葉県警察本部

第2節 暮らしの安全

4 交通安全



将来のまちの姿

誰もが安心して外出できる，交通事故のない安全なまち

現状と課題

- ◆ これまでの交通安全対策は，主として「車中心」の対策であったため，自転車や歩行者に配慮した道路整備や交通安全対策が十分とはいえず，今後は，自動車の生活道路における通過交通*の流入抑制などの課題があります。
- ◆ 市内に7つある鉄道駅周辺には放置自転車が多く，歩行者や緊急車両の通行に支障が生じ，交通事故を引き起こす要因となります。交通事故を未然に防止するため，放置自転車や自転車駐車場の状況を把握し，自転車駐車場を適切に運営管理するなど放置自転車の対策を推進する必要があります。

基本方針

- ◆ 交通事故を未然に防止するため，警察署及び関係機関と連携し，交通安全に対する意識の醸成・啓発・教育活動を推進します。
- ◆ 放置自転車の状況や自転車駐車場の利用状況を踏まえながら，自転車駐車場の計画的な改修を進めます。
- ◆ 通学路，生活道路及び幹線道路における交通安全施設等の整備などの安全対策を推進します。

* 通過交通：ある地域を単に通るだけで，その地域内には目的地をもたない交通のこと。

施策内容

(1) 交通安全活動の推進

① 交通安全の意識醸成・啓発・教育の推進

- 交通安全に対する意識の醸成や啓発，交通安全教育を警察署及び関係機関と連携して実施します。

(2) 道路交通環境の整備

① 交通安全施設の整備

- 防護柵や道路反射鏡（カーブミラー）などの交通安全施設の適切な整備及び維持管理を図ります。
- バリアフリーなどを考慮した歩行支援施設を整備します。
- 教育委員会と連携して，学校から要望があった児童の通学路の点検や整備方針の検討など安全対策を行います。

② 自転車走行環境の整備

- 鉄道駅を中心とした主要な路線において，自転車の通行空間を整備します。

③ 自転車駐車場の維持

- 老朽化した自転車駐車場の改修など，適切な維持管理を図ります。

④ 放置自転車対策の推進

- 駅周辺の放置禁止区域内外の放置自転車の撤去や保管とともに，自転車利用者への啓発などの放置自転車の防止に向けた対策を推進します。

関連する個別計画

八千代市自転車ネットワーク計画

第3節 上下水道

1 水道



将来のまちの姿

いつでも、どんなときでも、安全な水が届くまち

現状と課題

- ◆ 本市の水道事業は、昭和42（1967）年4月に給水を開始して以来、自己水源（地下水）と北千葉広域水道企業団*からの受水により水源を確保し、安全でおいしい水の安定供給を行っています。
- ◆ 本市の水道普及率は、令和5（2023）年度末で99.1%と高水準を維持しています。一方、水道料金収入の将来を展望すると、今後の人口減少に加え、節水意識の高まりや節水機器の普及、産業構造の変化による水需要の落ち込みなどにより減少が見込まれます。
- ◆ 市内全域の水道管路の耐震化率は、令和5（2023）年度末で62.9%と県内では高い水準となっている一方、浄・給水場や非耐震管路の老朽化により、漏水や破損のリスクが高まっています。

基本方針

- ◆ 浄・給水場や管路を水需要の変化に対応しながら渇水や災害に強い施設へ改良・更新し、安全でおいしい水を継続的に安定供給します。

* 北千葉広域水道企業団：千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市で構成される、利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う行政サービスの一部を共同で行う組合のこと。

施策内容

(1) 水道事業の運営基盤の向上

① 水道事業の健全経営

- 浄・給水場の統廃合など投資の合理化により、経費節減や業務の効率化を推進します。
- 老朽化した施設の計画的な更新に必要な資金を確保するため、業務の効率化を図るとともに、水道料金の見直しを検討します。

② 水源の保全と安定供給

- 水源となっている深井戸について、所定の水量が確保できるよう保全を図るとともに、北千葉広域水道企業団からの受水による安定水源を維持します。
- 取水や配水の効率的な運用及び必要に応じて施設の整備や改良・更新を図ります。

(2) 安全な水の安定的な供給

① 水質管理の充実

- 安全な水道水を供給するため、適切な水質管理を行います。
- 水道法又は八千代市小規模水道条例の規定に該当する工場、病院、学校などの水道施設や水質が設置者により適正に管理されているかを確認するため、立入調査などを行います。

② 漏水対策の推進

- 市内の水道管路などの漏水の調査や点検を計画的に行い、早期発見や修繕を図ることで、有効率*の向上及び漏水に伴う二次災害の防止を図ります。

(3) 災害対策の強化

① 緊急時対策の推進

- 地震などの災害時において市民への飲料水を円滑に供給するための機材及び施設復旧に必要な非常用機材を計画的に整備します。

② 施設強靱化の推進

- 地震などの災害に強い施設にするための施設整備及び耐震化を進めます。
- 既設の非耐震管などの老朽管は、地震などの災害に強い耐震管に更新します。

③ 水管橋等*の安全性の確保

- 管路の安全性を担保するため、水管橋等を合理的かつ効果的に維持管理します。

関連する個別計画

第2次八千代市水道事業経営戦略

* 有効率：配水した水量のうち有効に使用された水量(有効水量)の割合。
 * 水管橋等：道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等。

第3節 上下水道

2 下水道



将来のまちの姿

快適な衛生環境と浸水被害の少ないまち

現状と課題

- ◆ 本市の公共下水道事業は、昭和42（1967）年の勝田台団地の造成に併せて着手し、昭和47（1972）年から印旛沼流域関連公共下水道事業として、市街化区域を中心に整備区域を定めて推進しています。
- ◆ 汚水施設は、令和5（2023）年度末の整備人口普及率が92.6%と国や県と比較して高水準である一方、一部の工業団地や土地利用が定まっていない未利用地などに未整備地区があります。
- ◆ 雨水施設は、令和5（2023）年度末の整備率が46.8%となっており、頻発する豪雨による浸水被害への対策を行っています。
- ◆ 本市の公共下水道事業は、将来的には人口の減少が見込まれるなど厳しい財政状況となることが想定されています。

基本方針

- ◆ 計画的な下水道の整備及び既存施設の改築・更新を進め、快適な衛生環境を守り、浸水被害の少ないまちを目指します。

施策内容

(1) 公共下水道事業の運営基盤の向上

① 公共下水道事業の健全経営

- 老朽化が進む施設の計画的な修繕・改築や投資の合理化を進めるとともに、経費節減や業務の効率化を推進します。
- 公共下水道事業の財務状況や施設の更新需要などを的確に把握し、適正かつ持続可能な使用料への見直しを検討します。

② 下水道施設の計画的な改築・更新

- 八千代市下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築・更新を計画的かつ効率的に進めます。

(2) 汚水の適正な処理

① 汚水施設の整備検討

- 一部の工業団地や未利用地などの汚水施設未整備地区において、企業のニーズ及び費用対効果などを確認しながら、汚水施設の整備を検討します。

② 汚水施設の維持管理

- 汚水管やマンホールなどの定期的な点検及び雨水や地下水の汚水管への浸入を調査し、適切な維持管理を行います。
- ポンプ場の適正な運営及び維持管理により、円滑な汚水処理を行います。

③ 水質規制の指導監督

- 有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、水質規制に関する知識の普及と周知を図ります。
- 特定事業場*などの排水について、除害施設*の設置に関する指導や監督を行います。

④ 水洗化の普及

- 公共下水道への接続について理解が得られるよう、戸別訪問や現地調査などを行い、水洗化の普及を促進します。

(3) 浸水対策の強化

① 雨水施設の整備

- 都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害などを防止するため、雨水管などの雨水施設の整備を計画的に進めます。

② 雨水施設の維持管理

- 雨水を効率的に排除するため、定期的に雨水管及び調整池の点検や清掃を行います。

③ 雨水流出抑制の推進

- 開発事業事前協議において、八千代市雨水流出抑制指針（公共下水道編）に基づき、適切な雨水流出抑制施設の設置を行うよう協議や指導を行います。

関連する個別計画

第2次八千代市公共下水道事業経営戦略
八千代市下水道ストックマネジメント計画

* 特定事業場：排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場。

* 除害施設：下水の排除基準を遵守するために、事業所などが水質を悪化させるおそれのあるものを処理するために設置する施設。